# 当せん金付証票法第六条第一項の金融機関を定める政令 （平成十一年政令第六十五号）

当せん金付証票法第六条第一項の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

###### 一

信用金庫及び信用金庫連合会

###### 二

労働金庫及び労働金庫連合会

###### 三

信用協同組合及び信用協同組合連合会

###### 四

農業協同組合及び農業協同組合連合会

###### 五

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

###### 六

農林中央金庫

###### 七

保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等

# 附　則

この政令は、当せん金付証票法の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十号）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。